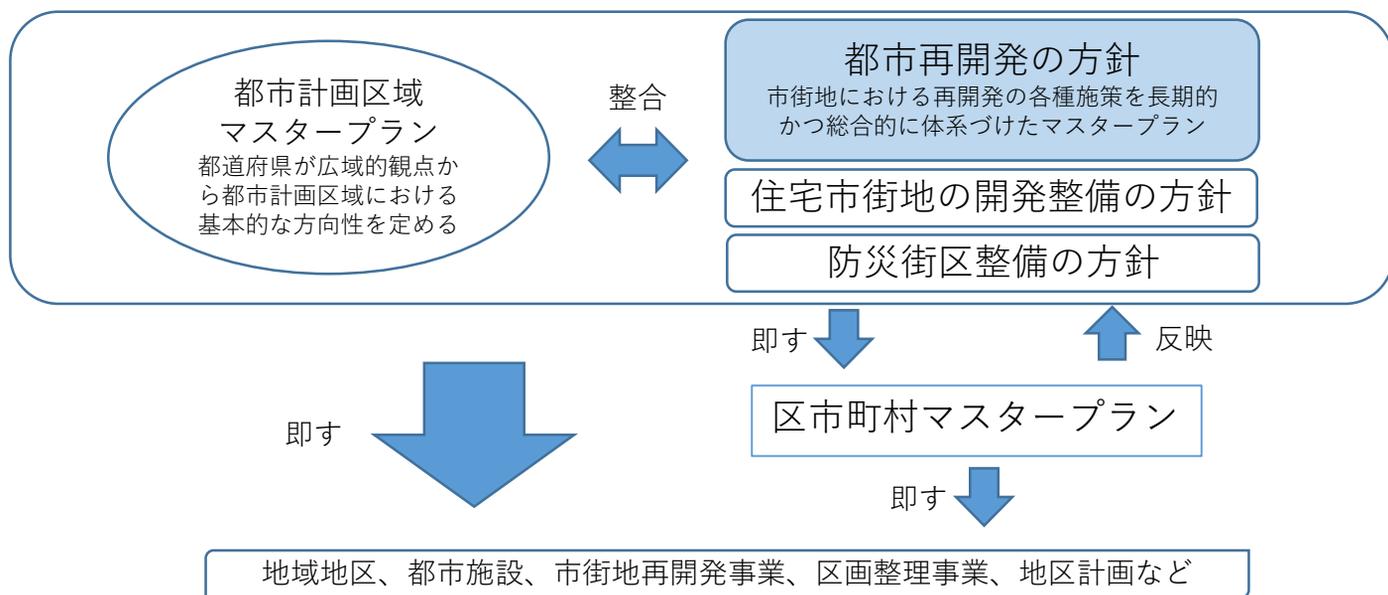


### 1. 都市再開発※の方針とは



※本方針の「再開発」とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含む。

### 2. 都市再開発の方針で定めるもの

市街地における市街地開発整備事業や地区計画などの規制誘導手法などによる再開発の基本的方向を明らかにし、再開発の適正な誘導と、計画的な推進を図ることを目的として定めている。

- 都市再開発法第2条の3第1項第1号（1号市街地）  
計画的な再開発などを行うことにより、都市全体の機能の回復及び向上に貢献する範囲
- 都市再開発法第2条の3第1項第2号（再開発促進地区）  
1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- 誘導地区  
再開発促進地区には至らないものの、再開発を行うことが望ましく、効果が期待できる地区

### 3. 都市再開発の方針の策定効果

- ・市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置づけを行うことにより、民間の建築活動の誘導や早期の住民の合意形成を図ることができるなど、再開発の積極的な推進のための動因となる。
- ・市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を発揮させることができる。
- ・再開発促進地区では、再開発を促進するため、国や地方公共団体から市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置が講じられる。

### 4. 今後のスケジュール（予定）

時期	東京都から市へ	西東京市都市計画審議会
令和元年12月 ～令和2年2月末	原案資料の作成依頼 (都市計画法15条の2)	原案資料の提供について報告
令和2年秋頃	案に対する意見照会 (都市計画法第18条)	意見照会の回答について諮問